

国立大学法人東京工業大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業務評価の評価結果を勘案し、期末特別手当について、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	改定なし
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 21,332	千円 13,620	千円 5,505	千円 2,206 (都市手当)			※
A理事	千円 8,762	千円 6,143	千円 1,566	千円 56 995 (通勤手当) (都市手当)		10月23日	
B理事	千円 8,732	千円 6,143	千円 1,566	千円 26 995 (通勤手当) (都市手当)		10月23日	
C理事	千円 8,755	千円 6,143	千円 1,566	千円 50 995 (通勤手当) (都市手当)		10月23日	
D理事	千円 8,848	千円 6,143	千円 1,566	千円 142 995 (通勤手当) (都市手当)		10月23日	

E理事	千円 7,172	千円 4,860	千円 1,492	千円 32 787 (通勤手当) (都市手当)	10月24日		
F理事	千円 7,216	千円 4,860	千円 1,492	千円 75 787 (通勤手当) (都市手当)	10月24日		
G理事	千円 8,070	千円 4,860	千円 2,337	千円 86 787 (通勤手当) (都市手当)	10月24日		
H理事 (非常勤)	千円 4,290	千円 4,290	千円 0	千円 0 ()	10月24日		
A監事	千円 13,748	千円 8,688	千円 3,512	千円 141 1,407 (通勤手当) (都市手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 4,480	千円 4,480	千円 0	千円 0 ()			

注1:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年 月				
法人の長					該当者無し	
A理事	5,502 (58,109)	4 (37)	0 (1)	H23.10.23	1.0	理事の在職期間の業績を評価し、役員会において業績評価率を1.0と決定後、経営協議会で承認を得た。
B理事	5,502 (57,926)	4 (37)	0 (1)	H23.10.23	1.0	理事の在職期間の業績を評価し、役員会において業績評価率を1.0と決定後、経営協議会で承認を得た。
C理事	5,502 (58,109)	4 (41)	0 (7)	H23.10.23	1.0	理事の在職期間の業績を評価し、役員会において業績評価率を1.0と決定後、経営協議会で承認を得た。
D理事	5,502	4	0	H23.10.23	1.0	理事の在職期間の業績を評価し、役員会において業績評価率を1.0と決定後、経営協議会で承認を得た。
監事					該当者無し	

注1:「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である業績評価率を記載した。

注2:A理事, B理事, C理事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務の見直し・効率化を図りつつ、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合したものとすることを基本とした。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教職員の個人評価を適切に行うとともに、インセンティブを加味した賃金制度を構築し、教職員の活動意欲の向上を図る。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	勤務成績の特に優秀な者の勤勉手当の成績率を、最高135/100まで可能としている。
基本給月額 (昇給)	勤務成績を反映した次の昇給号俸数を設定している。 55歳未満 優秀:6号俸、良好(標準):4号俸、良好未満:2号俸以下 55歳以上 優秀:3号俸、良好(標準):2号俸、良好未満:1号俸以下 特定職員 優秀:6号俸、良好(標準):3号俸、良好未満:2号俸以下 ※特定職員の55歳以上は、55歳以上区分を適用する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

管理職手当

非支給(教育工学開発センター長(センター改組 32,000円))(23.4.1施行)

入試手当

- ① 入試部会の廃止及び理事・副学長(教育担当)総括補佐の名称変更に伴う入学試験業務区分の改正(23.4.1適用)
- ② 試験方法の変更に伴う出題委員業務区分の見直し(独・仏・中国・韓国語の廃止)(23.4.1適用)
- ③ 大学入試センター試験監督業務への手当の支給(1日10,000円又は7,000円)(23.4.1適用)
- ④ 高校教員が行う入学試験業務への手当の支給(1回5,000円)(23.4.1適用)

教員特殊勤務手当

高校教員への入試手当の支給に伴う入学試験業務に係る手当の廃止(23.4.1適用)

勤勉手当

勤務成績が特に優秀な者の成績率の最高を140/100から135/100に改正した(23.4.1適用)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1458	46.1	8,217	6,152	136	2,065
事務・技術	439	41.9	5,978	4,508	139	1,470
教育職種 (大学教員)	972	47.9	9,238	6,897	132	2,341
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	42	47.4	8,228	6,276	191	1,952
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	2					

再任用職員	14	62.2	3,887	3,336	178	551
事務・技術	12	62.3	3,640	3,138	154	502
教育職種 (附属高校教員)	2					

非常勤職員	6	61.3	4,602	3,468	148	1,134
事務・技術	5	62.3	3,549	2,728	167	821
教育職種 (外国人教師等)	1					

〔年俸制適用者〕

非常勤職員	262	43.2	5,754	5,754	0	0
事務・技術	81	46.3	3,858	3,858	0	0
教育職種 (大学教員)	179	41.7	6,604	6,604	0	0
教育職種 (附属高校教員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					

注1: 在外職員区分及び任期付職員区分は該当者がいないため省略。

年俸制適用者の常勤職員区分、在外職員区分、任期付職員区分及び再任用職員区分は該当者がいないため省略。

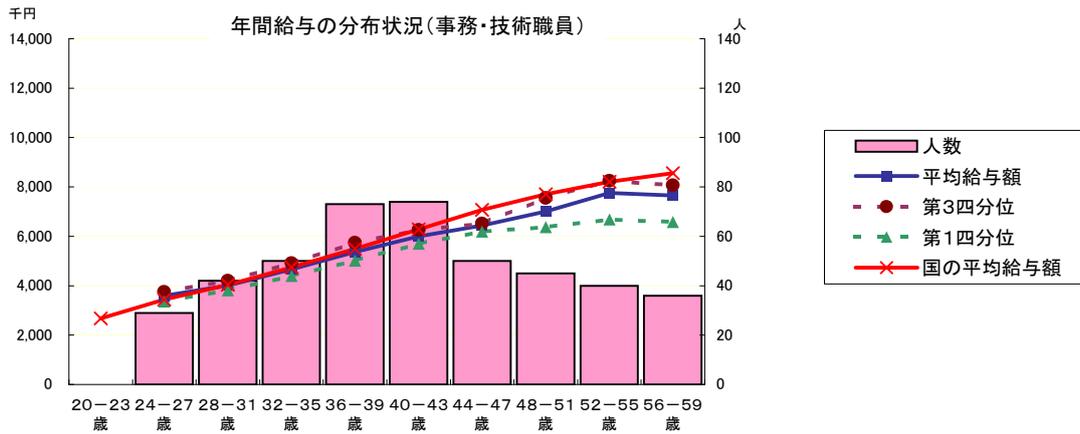
注2: 常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師), 再任用職員区分の教育職種(大学教員), 医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師), 非常勤職員区分の教育職種(大学教員), 医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)及び年俸制適用者の非常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため省略。

注3: 常勤職員区分の技能・労務職種, その他医療職種(医療技術職員), その他医療職種(看護師), 再任用職員区分の教育職種(附属高校教員), 非常勤職員区分の教育職種(外国人教師等), 年俸制適用者の非常勤職員区分の教育職種(附属高校教員), その他医療職種(看護師)については, 該当者が2人以下のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注4: 技能・労務職種とは, 守衛, 自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注5: 対象は, 平成24年4月1日に在職している者のうち, 平成23年度中の月例給与及び賞与を減ぜられることなく支給された者。

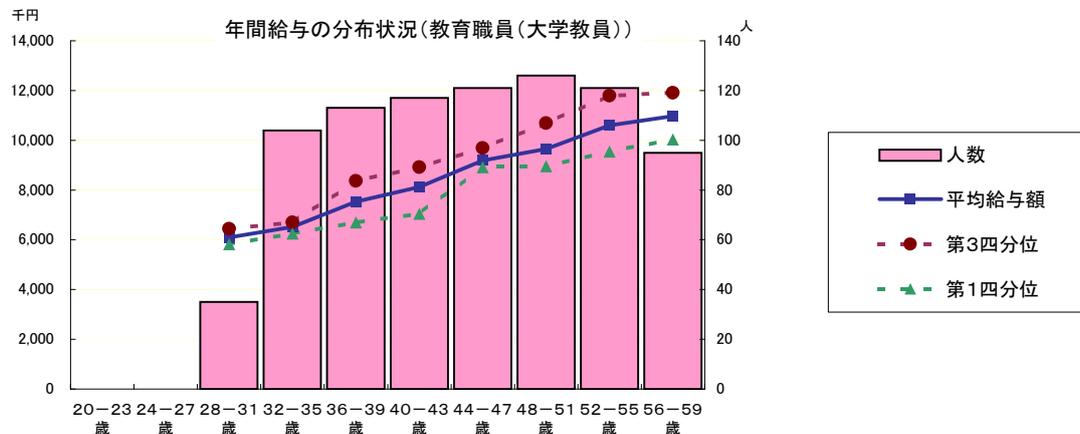
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均
			第1分位	第3分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・事務局長	1	—	—	—	—
・部長	4	54.5	—	9,917	—
・課長・同相当職	26	52.8	8,263	8,774	9,144
・グループ長(課長補佐相当) ・同相当職	22	53.8	7,263	7,409	7,658
・グループ長(主査相当)・同相当職	141	47.0	6,118	6,471	6,710
・主任・同相当職	89	43.2	5,468	5,835	6,266
・一般職員・同相当職	156	32.7	3,860	4,400	4,892



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均
			第1分位	第3分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	355	56.3	10,454	11,288	11,838
・准教授	302	46.2	8,691	9,041	9,447
・講師	14	38.4	7,098	7,628	8,089
・助教	293	39.5	6,352	6,678	7,004
・教務職員	8	57.0	5,947	6,210	6,399

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		一般職員 技術職員	一般職員 主任 技術職員	グループ長 (主査相当) 主査 専門職員 主任 技術専門員	グループ長 (主査相当) 主任技術専門員	グループ長 (課長補佐相当) グループ長 (事務長補佐相当) 主任技術専門員	課長 室長 事務長	部長 次長	部長	事務局長
人員 (割合)	439 人	32 (7.3%) 人	132 (30.1%) 人	194 (44.2%) 人	42 (9.6%) 人	18 (4.1%) 人	17 (3.9%) 人	2 (0.5%) 人	1 (0.2%) 人	1 (0.2%) 人
年齢(最高 ～最低)		30 ～ 24 歳	48 ～ 26 歳	59 ～ 36 歳	59 ～ 37 歳	59 ～ 40 歳	58 ～ 51 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,975 ～ 2,496 千円	4,407 ～ 2,727 千円	5,687 ～ 3,652 千円	5,935 ～ 4,090 千円	6,837 ～ 5,356 千円	7,843 ～ 6,564 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,860 ～ 3,294 千円	5,741 ～ 3,587 千円	7,704 ～ 4,859 千円	7,992 ～ 5,586 千円	8,852 ～ 7,328 千円	9,956 ～ 8,769 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

注:7級,8級,9級における該当者が各2名以下のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	972 人	8 (0.8%) 人	293 (30.1%) 人	14 (1.4%) 人	302 (31.1%) 人	355 (36.5%) 人
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 54 歳	64 ～ 29 歳	52 ～ 31 歳	64 ～ 32 歳	64 ～ 39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,961 ～ 4,325 千円	6,142 ～ 3,748 千円	6,629 ～ 4,904 千円	7,779 ～ 4,839 千円	12,615 ～ 6,299 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		6,490 ～ 5,732 千円	7,945 ～ 4,880 千円	8,863 ～ 6,516 千円	10,689 ～ 6,399 千円	16,498 ～ 8,539 千円

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.4%	65.2%	63.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6%	34.8%	36.1%
	最高～最低	50.5～31.2%	47.1～28.3%	48.7～29.9%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.4%	66.4%	64.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.6%	33.6%	35.1%
	最高～最低	52.1～26.9%	45.2～24.3%	47.7～25.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.2%	64.9%	63.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.8%	35.1%	36.4%
	最高～最低	52.4～0.0%	49.5～0.0%	50.9～0.0%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	67.2%	69.9%	68.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	32.8%	30.1%	31.4%
	最高～最低	52.0～0.0%	49.5～0.0%	50.7～0.0%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

94.6

対他の国立大学法人等

107.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

108.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>94.6</td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>85.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>93.0</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>84.3</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	対国家公務員	94.6	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>85.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>93.0</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>84.3</td> </tr> </table>	地域勘案	85.0	学歴勘案	93.0	地域・学歴勘案	84.3
対国家公務員	94.6										
参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>85.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>93.0</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>84.3</td> </tr> </table>	地域勘案	85.0	学歴勘案	93.0	地域・学歴勘案	84.3				
地域勘案	85.0										
学歴勘案	93.0										
地域・学歴勘案	84.3										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>国家公務員に比べ低い給与水準である</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>										
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 67.1% (国からの財政支出額 30,406百万円、支出予算の総額 45,341百万円:平成23年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を超えているが、累積欠損はなく、対国家公務員の給与水準との比較指標も100を下回っており、適切な状態であると考えられる。</p>										
講ずる措置	<p>今後も適切な給与水準の維持に努める。</p>										

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標

106.7

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。
なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	13,983,196	13,991,245	△ 8,049	(△0.1%)	△ 8,049	(△0.1%)
退職手当支給額 (B)	1,380,518	1,403,217	△ 22,699	(△1.6%)	△ 22,699	(△1.6%)
非常勤役職員等給与 (C)	5,701,328	5,613,603	87,725	(1.6%)	87,725	(1.6%)
福利厚生費 (D)	2,071,098	1,973,182	97,916	(5.0%)	97,916	(5.0%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	23,136,142	22,981,249	154,893	(0.7%)	154,893	(0.7%)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される教職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与等の増減の要因分析

「給与、報酬等の支給総額」は、対前年度比△0.1%の減となっている。

これは、次の要因による。

- ・給与支給人員が微減したため。

「非常勤役職員等給与」は、対前年度比1.6%の増となっている。

これは、次の要因による。

- ・外部資金の増加に伴い非常勤職員の雇用が増加したため。

「最広義人件費」は、対前年度比0.7%の増となっている。

これは、次の要因による。

- ・給与、報酬等支給総額及び退職手当支給額が減額したにもかかわらず、外部資金の増加による非常勤職員の雇用経費及び福利厚生費が増加したため。

②人件費削減の取組の状況

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

人件費改革を踏まえ、第2期中期目標・中期計画期間における職員の賃金体系に基づき、平成17年度の人件費予算相当額を基礎として、概ね5%の人件費の削減を達成する。

iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	15,880,307	14,855,269	14,819,943	14,587,194	14,095,964	13,991,245	13,983,196
人件費削減率 (%)		△ 6.5	△ 6.7	△ 8.1	△ 11.2	△ 11.9	△ 11.9
人件費削減率(補正值) (%)		△ 6.5	△ 7.4	△ 8.8	△ 9.5	△ 8.7	△ 8.5

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

- ・役員報酬 平成24年5月から実施
- ・職員賃金 労使交渉中